

かまがや消費生活センターだより第51号 理解度チェック(回答)

お店での「契約」について確認しましょう！

Q1：店で買い物をするとき、契約が成立するのは、「お金を支払ったとき」である。

【答え】 ×



消費者と事業者とが、お互いに契約内容(商品の内容・価格・引き渡し時期等)について合意をすれば契約は成立します。つまり、**口約束でも契約は成立**します。店での買い物では、**店員が「はい、かしこまりました。」といった時点**で契約成立となります。

Q2：店で商品を買ったが、自宅で改めて考えたら不要だった。クーリング・オフができるはずであるため、返品すればよい。

【答え】 ×



店頭や通信販売で購入した場合には、原則クーリング・オフは**適用されません**。(事業者が一定の条件を設けて、サービスとして返品や交換に応じてくれる場合があります。)よく考えてから商品を購入するようにしましょう。訪問販売や電話勧誘などにおいては、8日間のクーリング・オフが適用されます。

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなど、お困りの際は、**鎌ヶ谷市消費生活センター**にお気軽にご相談ください。

場所：鎌ヶ谷市役所 2階商工観光課内
電話：047-445-1246 (予約優先)
時間：平日(年末年始・祝日除く)
10時～12時 13時～16時

